

ご旅行条件書(海外募集型企画旅行)

お申込み頂く前に、この旅行条件書を必ずお読みください。

この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、パンフレットに記載する旅行企画・実施者が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2)募集型企画旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)のコースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面及び、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
- (3)当社は、お客さまが当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行の申込み

- (1)当社は、来店、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と当社が定める下記申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取扱います。
- なお、申込金は旅行代金・取消料の一部その他お客さまが当社に支払う金銭の一部といたします。
- (2)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (3)団体・グループ旅行の代表である契約責任者が申込みの場合、当社は契約責任者が団体構成者の一切の代理権を有しているとみなします。
- (4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (6)当社は、契約責任者が団体・グループにない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7)お客さまがクレジットカードによるお支払いを希望され、お客さまが有するクレジットカードが無効である等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、当社はお申込みをお断りする場合があります。

<申込金の表>

| 旅行代金の額 | 申込金(おひとり) |
|--------------|-------------------|
| 15万円未満 | 20,000円以上、旅行代金まで |
| 15万円以上30万円未満 | 30,000円以上、旅行代金まで |
| 30万円以上50万円未満 | 50,000円以上、旅行代金まで |
| 50万円以上 | 100,000円以上、旅行代金まで |

3. ウェイティングの取扱い

お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお持ちいただける期限を確認した上で、お客様を「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様のお申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「当社らがお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申込みを承諾できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻いたします。ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社らがお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. お申込み条件

- (1)お申込み時に18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。
- (2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方等その他の特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。
- (3)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出頂いた措置を手配することができない場合は募集型企画旅行契約のお申し込みをお断りし、又は募集型企画旅行契約を解除させて頂くことがあります。尚、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担とします。
- (4)お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客さまの負担となります。
- (5)お客さまご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。お客さまご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

5. 契約締結の拒否

- (1)当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当したときは、募集型企画旅行契約の締結をお断りすることがあります。
 - ①特定のお客さま層を対象とした旅行、或いは特定の目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しないとき。
 - ②応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - ③お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ④お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ⑤お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ⑥お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - ⑦お客さまのお持ちのクレジットカードが無効である等、お客さまが旅行代金等の一部または全部をカード会員規約に従って決済できないとき。
- (2)その他、当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。

6. 契約の成立

- (1)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は契約責任者と契約を締結する場合、当社が契約の締結を承諾し、申込金の支払いを受けることとなる契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該予約書面を交付したときに成立します。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料、その他お客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4)募集型企画旅行契約の成立をもって、以降の契約内容の変更、解除の場合、所定の各種手数料費用が必

要となる場合があります。

7. 契約書面のお渡し

- (1)当社は募集型企画旅行契約の成立後速やかに、お客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2)契約書面(パンフレット、旅行条件書)と最終日程表(集合時間・場所、運送機関、宿泊機関等)に関する確定情報を記載したものを交付します。

8. 確定書面(最終旅行日程表)のお渡し

- (1)確定書面(最終旅行日程表)は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しします。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。
- (2)手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切に回答します。
- (3)確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

9. 旅行代金の支払

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日以降22日目に当たる日までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算して、22日目に降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までに支払っていただきます。

10. 基準旅行代金

「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」に「追加代金として表示した金額」を加算し、「割引代金として表示した金額」を減額した代金をいいます。この基準旅行代金は「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

11. 追加代金と割引代金

- (1)「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)
 - ①お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - ②パンフレット等で当社が「グレードアッププラン等」と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
 - ③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
 - ④パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - ⑤パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額
 - ⑥その他パンフレット等で「○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェックイン追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金)
- (2)「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合を除きます。)
 - ①パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
 - ②その他パンフレット等で「△△△割引代金」と称するもの

12. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行代金に含まれる基本的なものを以下に例示します。旅行日程、旅行サービスの内容によっては含まれないものがありますので、企画書面で確認してください。尚、お客さまご都合により、一部利用されなくても払い戻しは致しません。
 - ①旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等の運送機関の運賃・料金(旅行サービスの内容により等級が異なります。)
 - ②旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(1室当たりの基準とする宿泊人数は企画書面で確認して下さい。)
 - ③旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所、都市間の移動バス等。)
 - ④旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金、入場料。)
 - ⑤旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
 - ⑥航空機による手荷物の運搬料金(ご利用航空会社、ご利用等級、方面等によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください。)
 - ⑦現地での手荷物の運搬料金(但し、一部の空港・駅・ホテルではポーターがない等の理由により、お客さまご自身で運搬していただく場合があります。)
 - ⑧添乗員同行の場合の費用
- (2)前号にかかわらず、パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」を明記している場合は、パンフレット記載の内容を適用します。

14. 旅行代金に含まれないもの

- (1)旅行代金に含まれない基本的なものを例示します。旅行日程、旅行サービスの内容によっては含まれるものがありますので、企画書面で確認してください。
 - ①超過手荷物料金(航空会社が規定する重量・容積・個数を越える分について)
 - ②クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - ③傷害、疾病に関する医療費
 - ④渡航手続関係諸費用(旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等)
 - ⑤日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費や宿泊費等
 - ⑥ご希望者のみ参加されるオプション・ツアーの料金
 - ⑦日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料等 3,010円
 - ⑧日本国外にて利用する空港・港の空港税、出入国税、港湾施設使用料及びこれに類する諸税(但し、空港税等を含んでいることを企画書面で明示した場合を除きます。) 2,980円
 - ⑨運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ 29,800円)
 - ⑩傷害・疾病保険料
 - ⑪特別な配慮に要した費用
 - ⑫国際観光旅客税 1,000円
 - ⑬個人的に依頼される場合の通訳費用(4時間/37,000円、8時間/53,000円)
- (2)前号にかかわらず、パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」を明記している場合は、パンフレット記載の内容を適用します。

ご旅行条件書(海外募集型企画旅行)

15. 募集型企画旅行契約内容の変更

- (1)当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与し得ない事由(外務省が発出する危険情報も含まれます。)が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。
- (2)お客さまに予め当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明します。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明します。
- (3)当社は、お客さまの希望による出発日の変更はお受けしておりません。お客さまが予定された出発日を変更する場合は、お申込みの旅行を取消しの上改めて変更後の出発日の旅行にお申込み頂きます。尚、お申込みの旅行を取り消す場合は所定の取消料を頂きます。
- (4)お客さまの都合で航空便等運送機関の一部を利用されない場合、運送機関の規則により、実際に利用した部分に適用される運賃と本旅行に適用される予定であった運賃との差額をご負担頂く場合があります。(例えば、帰路の航空便を利用されない場合、往路に適用となる普通運賃と当該旅行に利用予定だった特別運賃との差額をご負担頂く場合があります。)

16. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更することがあります。

- ①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加又は減少することがあります。
- ②旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算して遡って15日目に当たる日より前にお客さまにその旨を通知します。
- ③適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- ④契約内容の変更により旅行の実施に要する費用の減少又は増加が生じる場合は、当該契約の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。この旅行の実施に要する費用には、当該契約内容の変更のために提供を受けられなかった運送・宿泊機関等が提供する旅行サービスに対する取消料、違約料、その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。
- ⑤旅行の実施に要する費用の増加が生じる場合で、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにも関わらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋、その他の諸施設の不足が発生したときによる場合は旅行代金の額を変更致しません。
- ⑥運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等契約書に記載した場において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等契約書に記載したところより旅行代金の額を変更します。
- ⑦旅行契約の成立後、お客さまのご都合により旅行を取り消しになる場合、取り消しをされるお客さまからは規定された取消料を、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれ徴収します。

17. お客さまの交替

- (1)お客さまは、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。但し、当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。
- (2)お客さまは、当社の承諾を求めようとする場合は、所定の用紙に必要事項をご記入の上、当社に提出しなければなりません。その際、交替を受けられるお客さまおひとりにつき所定の手続き費用をお支払い頂きます。既に航空券を発券している場合には、別途再発券に関わる費用をお支払い頂く場合があります。
- (3)契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後募集型企画旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

18. お客さまによる旅行契約の解除

- (1)お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合
 お客さまは、企画書に記載の企画料金又は下記取消料を、支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。但し、当社が、運送・宿泊機関等が定める取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等との間の旅行サービスに係る契約の解除に要する費用の金額を、企画書において証憑書類を添付して明示したときは、お客さまが旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除した場合の取消料については、企画書に記載の取消料の金額にかかわらず、当社が運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない運送・宿泊機関取消料等の合計額以内の金額とします。当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によりお取消しの場合も企画書に記載の企画料金又は取消料をいただきます。
- (2)お客さまからの企画料金又は取消料をいただく場合
 お客さまは次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく企画受注型企画旅行契約を解除することができます。受注型企画旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
- ①旅行開始日又は終了日の変更
 - ②入場する観光地、観光施設(レストランを含みます。)、その他の旅行の目的地の変更
 - ③運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - ④運送機関の種類又は会社名の変更
 - ⑤本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - ⑥本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
 - ⑦宿泊機関の種類又は名称の変更
 - ⑧宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
 - ⑨旅行代金が増額されたとき(お客さまから契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
 - ⑩天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるものが極めて大きいとき。
 - ⑪当社がお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - ⑫当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3)お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。
- 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないとき)に限り、差引いたものをお客さまに払い戻します。

<取消料の表>

| 旅行契約の解除期日 | 取消料(おひとり) |
|------------------------------------|-----------|
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消 | 旅行代金の20% |
| 旅行開始日の前々日以降旅行開始日(旅行開始前)までの取消 | 旅行代金の50% |
| 旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合 | 旅行代金全額 |

※但し、旅行先が見本市期間中等の理由により別途取消料を設定させていただく場合があります。その際は、募集型企画旅行企画書に記載します。

<取消料の表 ベックス運賃等を使用したコース>

| 旅行契約の解除期日 | 出発日/取消料(おひとり) | |
|--|---|------------------------------|
| | 12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日まで | 左記以外 |
| 旅行契約後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、41日目にあたる日まで | 航空券取消料等の額 | |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日目以降31日目にあたる日まで | ①旅行代金の10%(50,000円を上限)または航空券取消料等の金額のいずれか高い金額 | 航空券取消料等の金額 |
| | ②旅行代金が500,000円以上 | 100,000円又は航空券取消料等とのいずれか大きい金額 |
| | ③旅行代金が300,000万円以上500,000万円未満 | 50,000万円又は航空券取消料等とのいずれか大きい金額 |
| | ④旅行代金が150,000円以上300,000万円未満 | 30,000万円又は航空券取消料等とのいずれか大きい金額 |
| | ⑤旅行代金が100,000円以上150,000円未満 | 20,000円又は航空券取消料等とのいずれか大きい金額 |
| | ⑥旅行代金が100,000円未満 | 旅行代金の20%又は航空券取消料等とのいずれか大きい金額 |
| 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日目にあたる日以降3日目にあたる日まで | ⑦旅行代金の20%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い金額 | |
| 旅行開始日の前々日・前日及び当日 | ⑧旅行代金の50%又は航空券取消料等の金額のいずれか高い金額 | |
| 無連絡不参加及び旅行開始後 | ⑨旅行代金の100% | |

※取消をされる場合は、各航空会社の取消料等の規定にしたがって取消料がかかります。ベックス運賃は多くの場合、契約後に直ちに取消料がかかります。旅行契約を解除される事由によっては、海外旅行保険(旅行変更費用担保特約)が適用される場合もございますので海外旅行保険をお申し込みの際は、併せて旅行変更費用担保特約へのご加入をお勧めします。

19. 当社による旅行契約の解除

- (1)旅行開始前
 お客さまより企画書に記載する期日までに旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客さまが契約を解除したものとします。この場合において、お客さまは、当社に対し、企画書に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。当社は、次に掲げる場合において、お客さまに事由を説明して、旅行開始前に契約を解除することがあります。
- ①お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ②お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は、団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
 - ③お客さまが、契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ④スキーなどを目的とする旅行における必要な降雪量の旅行実施条件であって契約内容の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ⑤天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるものが極めて大きいとき。
 - ⑥お客さまの有するクレジットカードが無効になる等、お客さまが旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- (2)旅行開始後
 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても募集型企画旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客さまがまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。
- ①お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ②お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないうとき、またはこれらの者または同行する他のお客さまに対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能になったとき。

20. 契約解除後の帰路手配

当社が募集型企画旅行契約を解除した場合は、お客さまのお求めに応じて出発地に戻るための必要な手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客さまの負担となります。

21. 旅行代金の払い戻しの時期

当社は、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。

ご旅行条件書(海外募集型企画旅行)

22. 旅程管理業務

(1) 旅程管理

当社は、お客さまの安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めると共に、次に掲げる業務を行います。

- ① お客さまが旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- ② 措置を講じたにも関わらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努め、また旅行サービスの内容を変更する時は、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様ものとなるよう努める等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。

(2) 当社の指示

お客さまは、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動して頂くときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するため当社の指示に従って頂きます。

(3) 添乗員・手配代行者等

当社は、契約責任者から求めにより旅行業務取扱料金表記載(または見積書)の添乗サービス料金(添乗サービス料金と必要実費の合計)を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあり、企画書面に明示します。添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。添乗員が同行しない旅行の場合、現地において当社が手配を代行させる者、又は現地係員が旅程管理を行い、現地における連絡先は確定書面(最終旅行日程表)に明示します。

23. 当社の責任

(1) 当社の責任と損害賠償

当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、お客さまが被られた損害を賠償します。但し、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があった場合に限り、損害賠償の対象となる損害は、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、手荷物については生じた損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客さまに損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、手荷物については生じた損害については、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

(2) 免責事項

当社は、例えば次のような事由によりお客さまが損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

- ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ② 運送・宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ③ 日本若しくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制若しくは伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ④ 自由行動中の事故
- ⑤ 食中毒
- ⑥ 盗難
- ⑦ 運送機関の遅延、運送機関の不通、旅行サービス提供機関の争議行為又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

24. 特別補償について

(1) 旅行業務取扱別特別補償規程で定めるところにより、お客さまが企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について、補償金を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはいたしません。補償金の支払の概要は次のとおりです。

- ・死亡補償金として2500万円
- ・入院見舞金として入院日数により4万円～40万円
- ・通院見舞金として通院日数により2万円～10万円
- ・携行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。

(2) 当社が、第19項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金が、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3) お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超経運動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は上記の補償金及び見舞金を支払いません。

(4) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する企画旅行(オプションツアー)については、主たる受注型企画旅行契約の一部として取扱います。

25. 旅程保証

当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに支払います。ただし、当該変更について当社の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

- ① 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
- ② 戦乱
- ③ 暴動
- ④ 官公署の命令
- ⑤ 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- ⑥ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画に異なる運送サービスの提供
- ⑦ 旅行参加者の生命又は身体安全確保のために必要な措置
- ⑧ 規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。当社が支払うべき変更補償金の額は、お客さま1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客さま1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、「基準旅行代金」となります。当社が、規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客さまは当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客さまが返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。当社は、お客さまが同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 1件当たりの率(%) | |
|--|------------|-------|
| | 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5 | 3.0 |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 | | |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。) | | |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 | | |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 | 1.0 | 2.0 |
| 6. 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更 | | |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。) | | |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更 | | |
| 9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 2.5 | 5.0 |

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客さまに通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
 注2 確定書面が交付された場合には「契約書面」とあるものを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。
 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。
 注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。
 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。
 注7 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

26. お客さまの責任

- (1) お客さまの故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客さまが当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客さまは当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客さまは当社から提供される情報を活用しお客さまの権利・義務その他の手配、旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービスの提供者にその旨を申し出なければなりません。

27. 事故などのお申し出について

旅行中に急な発病、事故等が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする「緊急連絡先」にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)

28. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかのご確認、旅券・査証取得は旅行の出発までにお客さまの責任で行ってください。

29. 旅行保険(任意)加入のお勧め

ご旅行中、病気やケガをした場合、多額の治療費、移送日等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送日、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めいたします。旅行保険については係員にお問い合わせ下さい。

30. 海外危険情報について

- (1) 外務省のサイトでは各国のスポット情報、危険情報、安全対策基礎データ等、安全対策のための情報が公開されています。必ず、出発までにお客さまご自身で旅行先の安全対策のための情報を「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)で確認してください。
- (2) 渡航先(国又は地域)によっては、外務省から「危険情報」が出されている場合があります。この場合には、海外危険情報に関する書面をお渡しします。

31. 衛生状況について

厚生労働省検疫所ホームページでは、「海外渡航者のための感染症情報」として、海外渡航者が渡航先で感染症にかららないために、渡航者向けに国別、地域別に見る感染症情報、海外渡航と予防接種、病気の予防等の記載がされています。必ず、ご出発前の早い機会に、お客さまご自身で旅行先の衛生状況について「厚生労働省検疫所感染症情報ホームページ」(<https://www.forth.go.jp/>)によって確認してください。

32. お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがあります。当社ではお店の選定に、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご確認ください。当社では商品の交換や返品等のお手厚い扱いにはいたしませんのでトラブルが生じないように商品の確認及びレシーブの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、土産店・空港において手続き方法をご確認の上、お客さま自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。また、旅行日程中に所定箇所のお土産店へご案内させていただくことが条件となっている場合(お土産店の立ち寄り条件となっている場合およびその所定箇所数は日程表に記載されています。)があります。なお、これはお土産店入店やお土産品の購入を強制するものではありません。観光時間の関係上、お土産店にご案内できないこともありますが、この場合は旅程保証の変更補償金の支払いの対象とはなりません。

ご旅行条件書(海外募集型企画旅行)

33. 燃油サーチャージについて

燃油サーチャージは、旅行代金には含まれておりません。出発日や利用航空会社等により必要となる場合がありますので、旅行代金と併せて日本円でお支払いください。詳しくは、契約時にご案内申し上げます。

契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分を追加徴収し、減額された場合には、その減額分を速やかに払い戻します。

お客様が燃油サーチャージの徴収を理由に、募集型企画旅行契約の解除をされる場合は、規定の取消料を申し受けます。ただし、燃油サーチャージについて取引条件の説明及び必要書類の交付を行わなかった場合には、取消料を支払うことなく解除することができます。

34. その他

(1)お客様の正確な氏名のご提供 旅行お申し込みの氏名は、旅行の際に利用する旅券に記載されている通りのローマ字綴りで正確に当社にお知らせください。お客様が氏名を誤ってお申し込みされた場合、或いは婚姻等により氏名が変更になった場合には、航空券の再発券、関係機関等への氏名訂正連絡などが必要となります。また、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、予約・発行済みの航空券等を取り消したり、手配済みの客室を取り消したうえで新たに座席の予約・航空券等の発行をしたり、新たに客室を手配することが必要になる場合があります。新たに座席や客室が確保できた場合であっても、適用される運賃や料金が異なるものとなった場合には、新たに適用となる運賃・料金と取消に係る運送・宿泊機関の運賃・料金等との差額及び運送・宿泊機関等から課された取消料をお客様にご負担頂きます。運送・宿泊機関の席や客室の販売状況により、新たな座席や客室の予約ができず、募集型企画旅行契約を解除頂く場合があります。

(2)輸入が禁止されている物品についてのご案内 日本への持ち込みが禁止又は規制されている品物は下記のとおりです。これに違反すると関税法などで処罰されたり、所有権放棄、廃棄又は積戻しを命令される場合があります。

- ①ワシントン条約により抵触する動植物及びその産品 (例) (詳しくは、経済産業省、税関等のホームページ等でご確認ください。)
- ②日本へ輸入が禁止されている品物 (例) (詳しくは、税関等のホームページ等でご確認ください。)

35. 個人情報の取扱いについて

※EJ在住の方はお問い合わせください。

(1)当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様の連絡や運送・宿泊機関等(海外の機関等を含む)の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、サービス受領のための手続に必要な範囲内で海外・国内免税店等の事業者、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、保険会社等に対し、お客様のお名前、パスポート番号及び搭乗される航空便に係る個人情報を、電子的方法等で提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2)当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。当社グループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

(3)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社ホームページ (https://www.sojitz-tourist.com/privacy_policy) でご確認ください。

36. 旅行代金の基準期日

この取引条件の基準日は2024年1月26日です。旅行代金は2024年1月26日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

37. 約款準拠

当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)について、この旅行条件書または別紙パンフレットに定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社の旅行業約款とこの条件書との間で齟齬が生じた場合は、旅行業約款の規定を優先します。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ (<https://www.sojitz-tourist.com/corporate/cont>) からご覧頂けます。

運送機関や宿泊機関等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供する旅行サービスについては、当該旅行サービス提供機関の約款が適用になります。

<旅行企画実施>

観光庁長官登録旅行業第754号

双日ツーリスト株式会社 (一社)日本旅行業協会正会員

■東京本社

東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング7階

TEL: 03-6871-4260 FAX: 03-6871-4267 Mail: info@sojitz-tourist.com

■大阪営業所

大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル17階

TEL: 06-6455-4600 FAX: 06-6455-4610 Mail: info@sojitz-tourist.com

営業日・営業時間: 月曜日～金曜日 09:00～17:30 (土日祝日休業)

当社の営業時間外にファクシミリ、電子メールでいただいたお申出は翌営業日にお申出いただいたものとして取り扱います。

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

外務員 磯崎 亮

令和6年1月26日改定